

市川市保育士就職支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期間にわたり児童の保育を行うことができる保育人材の確保を促進するため、市内に存する保育所等を運営する者（社会福祉法人を除く。以下「市内保育所等運営者」という。）に対し、予算の範囲内において、市川市保育士就職支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第35条第4項の認可を得て設置した保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けて設置した認定こども園（認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年千葉県条例第64号。以下「県条例」という。）第3条第1項第1号及び第4号の要件に適合している施設（以下「幼稚園型認定こども園」という。）並びに同項第2号及び第4号の要件に適合している施設（以下「保育所型認定こども園」という。）に限る。）又は市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）第28条に規定する小規模保育事業A型を行う事業所（以下「A型事業所」という。）をいう。

(2) 保育所等就業体験機会提供事業 次に掲げる要件を満たす就業体験の機会の提供を行う事業をいう。

ア 市内保育所等運営者が運営する保育所等において提供されたものであること。

イ 保育の業務に係るものであること。

ウ 就業体験をした者 1 人につき、5 日以上かつ 1 日につき 3 時間以上での就業体験を提供したものであること。

エ 就学体験をした者が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者（市内保育所等運営者と労働契約を締結した者を除く。）であること。

- (3) 保育士就業開始資金支給事業 市内保育所等運営者が法第 18 条の 4 に規定する保育士（保育所等の代表者、役員その他これらと同等の責任を有する保育士を除く。以下「保育士」という。）と平成 29 年 1 月 1 日以後に市内に存する保育所等に就業する旨の期間の定めのない労働契約又は期間の定めのある労働契約（労働時間が 1 日につき 6 時間以上であり、かつ、労働日数が 1 月につき 20 日以上であるものに限る。）（以下「市内保育所等就業労働契約」という。）を締結した場合において、当該保育士に対し、就業を開始するに当たり必要となる費用の一部を支給する事業をいう。補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第 4 項の認可を得て設置した保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 13 号）第 28 条に規定する小規模保育事業所を運営する者（社会福祉法人を除く。）とする。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内保育所等運営者とする。

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる保育所等の区分に応じ、当該各号に定める補助対象者が市内に存する保育所等において長期間にわたり児童の保育を行うことができる

保育人材の確保をするために行う事業とする。

(1) 保育所、保育所型認定こども園及びA型事業所 保育所等就業体験機会提供事業及び保育士就業開始資金支給事業

(2) 幼稚園型認定こども園 保育士就業開始資金支給事業
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 保育所等就業体験機会提供事業 就業体験をした者1人につき1日当たり1,000円。ただし、15,000円を限度とする。

(2) 保育士就業開始資金支給事業 市内保育所等就業労働契約をした保育士1人につき100,000円。ただし、補助対象者が当該保育士に支給した額が100,000円未満であるときは、当該支給した額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年の3月20日までの間とする。

(補助金の交付の制限)

第7条 幼稚園型認定こども園に対する保育士就業開始資金支給事業の交付の対象とする保育士は、県条例別表職員配置の項第1号に掲げる子どもの数に応じて置くべき教育及び保育に従事する者の数の基準に定める子どもの数を、補助対象事業が行われた幼稚園型認定こども園に当該年度の4月1日において在籍する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支給認定を受けた保護者の子どもの数として、当該基準を適用した場合（この場合において、同項第1号ただし書の規定は、適用しない。）に算出される当該教育及び保育に従事する者の数の最低の数となる市内保育士等就業労働契約を締結した保育士とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の申請書は、市川市保育士就職支援補助金交付申請

書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、保育所等就業体験機会提供事業に係る補助金の交付の申請にあつては第1号、第2号、第7号及び第8号に、保育士就業開始資金支給事業に係る補助金の交付の申請にあつては第3号から第6号まで及び第8号に掲げるとおりとする。

- (1) 保育所等就業体験機会提供事業に要した費用を証する書類
- (2) 市川市保育士就職支援補助金就業体験実施報告書（様式第2号）
- (3) 補助対象者と市内保育所等就業労働契約を締結して就業を開始するに当たり必要となる費用の支給を受けた保育士（以下「就業開始資金支給済保育士」という。）に係る法第18条の18第3項に規定する保育士登録証の写し
- (4) 就業開始資金支給済保育士に係る市内保育所等就業労働契約に係る契約書又はこれに類する労働関係を証する書類のうち補助対象者及び就業開始資金支給済保育士が記名押印したもの
- (5) 市川市保育士就職支援補助金保育士就業開始資金支給実績報告書（様式第2号の2）
- (6) 就業開始資金支給済保育士ごとの就業を開始するに当たり必要となった費用の額を受領したことを証する書類の写しその他助成したことを確認できる書類
- (7) 受領書の写しその他助成したことを確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、補助対象事業を実施した日の属する年度の3月20日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い当該休日以外の日）とする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育士就業開始資金支給事業に係る補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「就業開始資金補助金交付決定者」という。）は、就業開始資金支給済保育士との市内保育所等就業労働契約につき、正当な理由がある場合を除き、当該市内保育所等就業労働契約を締結した日から起算して2年を超えない期間内において解除しないこと。
- (2) 就業開始資金補助金交付決定者は、就業開始資金支給済保育士について、市内保育所等就業労働契約を破棄することなく長期間にわたり児童の保育を行うことができる保育人材として確保するように努めること。
- (3) 就業開始資金補助金交付決定者は、就業開始資金支給済保育士の保育業務従事状況を、当該就業開始資金支給済保育士と市内保育所等就業労働契約を締結した日の属する月から起算して2年を経過する月までの間、当該締結した日の属する月から起算して6月ごとに、市川市保育士就職支援補助金保育業務従事報告書（様式第3号）により市長に報告すること。
- (4) 就業開始資金補助金交付決定者が就業開始資金支給済保育士との市内保育所等就業労働契約を解除し、又は、就業開始資金支給済保育士が市内保育所等就業労働契約を破棄した場合において、就業開始資金補助金交付決定者が就業開始資金支給済保育士から就業を開始するに当たり必要となる費用の一部の返還を受けた場合には、保育士就業開始資金支給事業に係る補助金の交付の決定に係る額の確定を受けた範囲内において、当該保育士就業開始資金支給事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を市に返還させることがあること。

（決定の通知）

第10条 規則第6条の規定による通知は、市川市保育士就職支援補助金交付可否決定兼額確定通知書（様式第4号）によるものとする。

（交付の請求）

第11条 規則第16条の交付請求書は、市川市保育士就職支援補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（決定の取消し）

第 1 2 条 規則第 1 8 条第 3 項の規定による通知は、市川市保育士就職支援補助金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

（補則）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 9 年 1 月 3 1 日から施行する。

（適用区分）

2 第 3 条第 1 号の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後に提供した就業体験の機会の提供について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市保育士就職支援補助金交付要綱の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の市川市保育士就職支援補助金について適用し、平成 3 0 年度分までの市川市保育士就職支援補助金については、なお従前の例による。